

今後の生活困窮者

自立支援について

生活困窮者自立支援法の一部改正法（2018（平成30）年法律第44号）の附則では5年後の見直しが求められていますが、新型コロナウイルス感染症の流行下では、同法の役割がクローズアップされました。2021（令和3）年10月にスタートした「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」では、本年4月に論点整理をとりまとめました。その内容をみながら、今後の生活困窮者自立支援について考えます。

生活困窮者自立支援制度の これまでの歩み

2015（平成27）年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、リーマンショック後生活困窮者の増加傾向が加速するなかで、生活保護に至る前の段階で早期に自立に向けた支援を行い、自立の促進を図るため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行う仕組みとして創設された。「現在

生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者」

を主な対象に、福祉事務所設置自治体の必須事業（直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能。他の事業も同様）として

●自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）

●住居確保給付金（有期）（離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当を支給）

の2事業を、また、任意事業として

●就労準備支援事業（就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施）

●一時生活支援事業（住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う）

●家計相談支援事業（家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う）

●学習支援事業（生活困窮家庭の子どもへの

学習支援）

●その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を行うこととした。

また、都道府県知事、政令市長、中核市長には、事業者の申請に基づき、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）を認定することを可能とした。

費用については、自立相談支援事業、住居確保給付金が国庫負担3/4、就労準備支援事業、一時生活支援事業が国庫補助2/3、家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業が国庫補助1/2であった。

同法施行後の状況を踏まえ、その後の「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（2018（平成30）年法律第44号）」では、生活困窮者の定義を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直した。これは、支援



に關わる関係者間で基本理念や定義を共有し、適切かつ効果的な支援が展開されることを期待したものである。

さらに、就労準備支援事業・家計改善支援事業（家計相談支援事業から名称変更）を努力義務化し、この2事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率の引き上げ（1/2→2/3）を行った。そのほか、事業実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化、関係機関の情報共有を行う会議体の設置、子どもの学習支援事業の強化、一時生活支援事業の拡充（シエルトー等）を利用していた者や地域生活から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を行う事業／地域居住支援事業）等が行われた。

コロナ禍で利用者が急増

生活困窮者自立支援制度のうち、法定事業の利用状況をみると、2015（平成27）年度～2020（令和2）年度（速報値）の新規相談受付件数（延べ件数）は約195・1万件で、そのうち継続的な支援のためのプランを

作成した件数は約48・9万件で、包括的な支援の提供により約19・4万人が就労・増収につながった（表1）。なお、2020（令和2）年度（速報値）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、前年度に比べ新

規相談受付件数は約3・2倍、プラン作成件数は約1・7倍と急増している。要件が緩和された住居確保給付金の支給決定件数についても、2015（平成27）年度～2019（令和元）年度は、4000～

表1 支援状況調査集計結果（H27.4～R2.3）

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)÷①
	人口10万人あたり		人口10万人あたり		①	人口10万人あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③		
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	-	6,946	-	-
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2 (速報値)	786,195	51.4	138,955	9.1	75,947	5.0	20,489	14,501	12,713	6,067	27%

※各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

図1 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

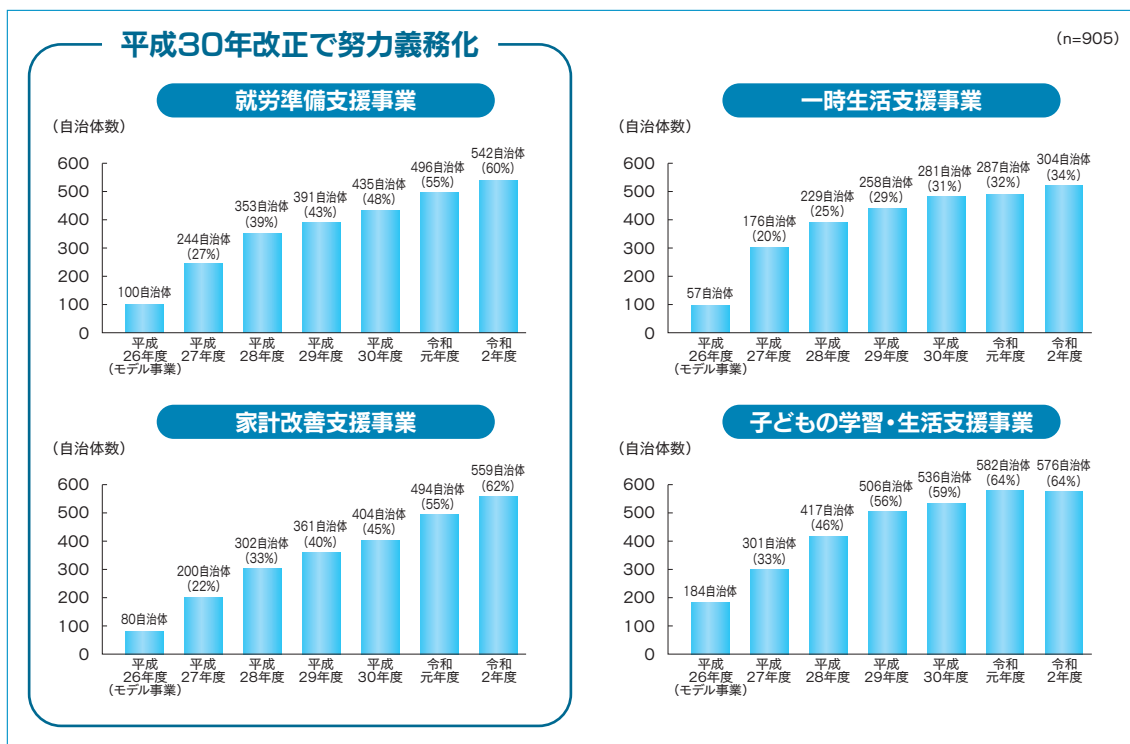


表1・図1～5…生活困窮者自立支援制度の施行状況について（生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第1回）資料4より）



多様な人々が 農福連携を通じて活躍

— 鹿児島県南大隅町・社会福祉法人白鳩会 花の木農場 —

本州最南端に位置する鹿児島県南大隅町は、温暖な気候と豊かな自然に囲まれた人口約6500人の町。令和2年10月現在の高齢化率は49・3%と県内でトップクラスに高く、過疎化と高齢化が進行した地域となっている。

鹿児島県南大隅町にある社会福祉法人白鳩会は、昭和47年の設立以来、障害者の自立した生活を総合的にサポートしてきた。法人施設は、南大隅町と鹿児島市において、入所施設では中重度の障害者を対象とした「おおすみの園」（入所支援、生活介護）と「花の木ファーム」（入所支援、就労継続支援A・B型）を運営。通所施設で

「共汗共育」を理念に 農福連携を实践

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された鹿児島県南大隅町の「花の木農場」を取りあげます。農場全体の作業種目は20種類以上あり、さらに工程を細分化していくことで、利用者のもつ能力を最大限に発揮できる環境を提供しています。実践する農福連携の取り組みについて取材しました。

は就労継続支援B型事業所の「第2花の木ファーム」、「花の木デイズ」、生活介護や放課後等デイ、日中一時支援を行う「花の木カノン」のほか、複数のグループホーム（総定員数56人）、相談支援事業所を運営している。

同法人は、障害者の働く場として先駆的に農業に取り組み、農福連携のパイオニアとして、広く知られている。法人理念には、利用者や職員がともに汗を流し、ともに育つという「共汗共育」を掲げ、障害のあるなしにかかわらず、社会のすべての人が互いを理解し、成長していくことを目指している。

農福連携の取り組みを開始した経緯について、理事長の中村隆一郎氏は次のように説明する。

「昭和48年に入所施設を開設後、利用者が生活訓練や作業訓練を通して社会に出てもらうことを目標に活動していましたが、社会的な力を高めることには限界があると感じたことから、自分たちで仕事をつくり、自立した生活をしていくために必要な収入を利用者自身で得ることを目指し、趣味園芸ではなく職業としての農業に挑戦していく方針を掲げました。当時は

施設の概要

社会福祉法人白鳩会 花の木農場

〒893-2501
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 2105

TEL 0994-27-4737
FAX 0994-27-4744
URL <https://hananokifarm.jp>

法人設立：昭和47年
理事長：中村 隆一郎
職員数：140人（令和4年8月現在）

法人施設：入所施設「おおすみの園」（入所支援、生活介護）、「花の木ファーム」（入所支援、就労継続支援A・B型）／通所施設「第2花の木ファーム」（就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護）、「花の木デイズ」（就労継続支援B型）、「花の木カノン」（生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援）／共同生活援助「グループホームおおすみ」、「グループホーム鴨池」、「ケアホームねじめ」、「ケアホーム花の木」／「障がいの相談支援センター」

関連法人：農事組合法人根占生産組合



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949